

大情審答申第 309 号
平成 24 年 3 月 15 日

大阪市選挙管理委員会
委員長 中嶋 勝規 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年5月18日付け大選第36号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が平成 23 年 3 月 1 日付け大選第 351 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 2 月 25 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「統一地方選挙大阪市会立候補予定者受付名簿（2011 年 2 月 24・25 日実施）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「大阪市議会議員一般選挙立候補予定者説明会出席者受付簿」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、立候補予定者住所・電話、出席者氏名・連絡先（以下「本件非公開部分」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当
（説明）

個人の住所・電話番号・出席者の氏名・連絡先については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであって、かつ同号ただし書ア・イ・ウのいずれにも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 5 月 10 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、全部公開を求める。
- 2 大阪市議会議員という公人になる意思を持って立候補しようとする者が、有権者や市民との窓口となる連絡先を非公開とすることは、ありえないことである。
- 3 大阪府選挙管理委員会に対して同様の公文書の公開請求を行ったが、上記趣旨により、全部公開となっている。大阪市と大阪府で条例が異なるから公開請求に対する対応も異なるというのでは、市民の知る権利を保障しようという姿勢ではない。
- 4 実施機関がマスコミに情報提供するのであれば、直接市民に情報提供することにより何ら制約があるはずはない。本件文書には、マスコミへの情報提供を明記している以上、市民に公開しても不都合はないはずである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件非公開部分は、立候補予定者又は出席者に関する情報であり、特定の立候補予定者又は出席者を識別できるものであるもので、条例第 7 条第 1 号本文に該当することは明らかである。
次に、本件非公開部分の同号ただし書該当性についてであるが、同号ただし書イ、ウのいずれにも該当しないことは明らかであるので、以下同号ただし書アに該当するかどうかについて述べる。
- 2 まず、立候補予定者の住所及び電話に係る情報についてであるが、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。）では、地方公共団体の議会の選挙における当選人についてはその「住所及び氏名を告示しなければならない」（公選法第 101 条の 3 第 2 項）と規定されているが、あくまでも当選人についてであり、立候補予定者の情報については規定されていない。また、告示日に正式に立候補した者については、慣行としてその氏名及び住所を公表しているが、立候補予定者説明会に出席したからといって必ずしも正式に立候補するとは限らないことから、立候補予定者の情報については基本的には慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはいえない。
もっとも、立候補予定者の氏名については、各政党等が公認又は推薦する者としてホームページや機関紙等で概ね公にしていること、立候補予定者本人もその政治活動の一環として自身のホームページや事務所の看板等で公にしていることから、本件決

定においては公開とした。

出席者の氏名及び連絡先に係る情報については、法令等では何ら規定されていない。また、立候補後のいわゆる陣営に係る情報のうち、従来から公表しているのは、告示日以降正式に届出のあった選挙事務所の所在地及び連絡先のみであり、立候補予定者説明会の出席者の氏名及び連絡先については公表していない。

したがって、本件非公開部分はいずれも条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

- 3 なお、本件文書の欄外に注意書きとして「この名簿は、報道機関等に提供するなど公開させていただきますので、ご了承ください。」と記載しているが、これは主に報道機関への提供について立候補者及び出席者の了承を得る趣旨であり、広く何人へも提供することについてまで了承を得ているものとはいえない。

- 4 異議申立人は、本件異議申立ての理由として、本件文書は一般に非公開を望む文書に該当しないこと、大阪府選挙管理委員会では同様の文書を全部公開としたことの2点を挙げている。

しかしながら、上述したとおり、本市の条例では、特定の個人を識別することができる情報については原則として非公開とした上で個人の権利利益の保護の観点から非公開とする必要のないもの等を例外的に非公開情報から除くことにしているのに対し、大阪府情報公開条例第9条第1号では、「特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」について公開してはならないとされており、規定ぶりが異なっている以上、取扱いが異なることについてやむを得ない場合もあると考える。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、平成23年2月24日及び25日に開催された、大阪市議会議員一般選挙

立候補予定者説明会における出席者受付簿であり、立候補予定者の党派、氏名、住所及び電話番号、出席者の氏名及び連絡先が記載されている。

3 争点

実施機関は、本件請求に対し、本件文書を特定した上で、条例第7条第1号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件非公開部分は条例第7条第1号に該当しないとして本件決定を取り消し、本件非公開部分の公開を求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非公開部分の条例第7条第1号該当性である。

4 本件非公開部分の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに住宅供給公社等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件非公開部分の条例第7条第1号該当性について

本件非公開部分は、立候補予定者の住所及び電話番号、出席者の氏名及び連絡先であり、これらの情報は特定の個人を識別できるものであると認められることから、条例第7条第1号本文に該当する。また、その性質上同号ただし書イに該当せず、立候補予定者は公務員等に該当しないため、同号ただし書ウにも該当しない。

(3) 本件非公開部分の条例第7条第1号ただし書ア該当性について

次に、本件非公開部分の同号ただし書ア該当性について以下検討する。

ア 条例第7条第1号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

この「慣行として」とは、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいい、「公にされて…いる情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいうと解される。

イ まず、実施機関は前記第4の2に記載のとおり、本件非公開部分は法令等の規

定により公にされる情報ではない旨主張するが、当審査会において公選法を確認したところ、確かに本件非公開部分を公開する特段の規定は存在せず、この点について実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

ウ 次に、本件文書と同一のものが報道機関へ提供されていることをもって、慣行として公にされている情報に該当するかどうかについて検討する。

公職の候補者になろうとする者の情報であるという本件非公開部分の性質や、報道機関に対しては提供していることを考えると、確かに本件非公開部分は公開の要請が高く、その性質及び取扱いからも条例第7条第1号ただし書アに規定する「慣行として公にすることが予定されている」との解釈が可能との意見も存在する。

しかしながら、本件にあっては、報道機関への提供は行っているものの、条例の文理解釈にしたがえば、仮に過去に新聞等で報道された事実であったとしても、現在は限られた者しか知らない事実は、「公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当するとまでは言えないと解される。

エ したがって、本件非公開部分が条例第7条第1号ただし書アに該当するとは認められない。

- (4) 実施機関は本件異議申立てを受け、本件決定以後の選挙に係る立候補予定者説明会においては、その出席者受付簿の記載にあたり、「報道機関に限らず、希望する者に対して広く情報提供を行う」旨の条件を付しており、立候補予定者もその旨を了知した上で記載していると認められる。

また、実施機関に確認したところ、上記の条件を付したことにより、今後の選挙に係る同種の請求に対しては、本件非公開部分に相当する情報を公開するとのことであった。

以上の実施機関の現在の対応を踏まえると、今後は、本件非公開部分に相当する情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとして、条例第7条第1号ただし書アに該当するため公開されることになるの見込まれるものの、本件諮問においては本件決定が条例に照らし妥当であるかどうかが問われているところ、前述したとおり本件非公開部分が条例第7条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しない以上、本件決定は妥当である。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 赤津加奈美、委員 須藤陽子、委員 曾我部真裕

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 8 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 5 月 18 日	諮問
平成 23 年 9 月 20 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 9 月 20 日	実施機関理由説明
平成 23 年 10 月 11 日	異議申立人から意見書の提出
平成 23 年 11 月 21 日	異議申立人意見陳述
平成 23 年 12 月 5 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 12 月 19 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 2 月 6 日	審議 (答申案)
平成 24 年 2 月 20 日	審議 (答申案)
平成 24 年 3 月 15 日	答申